



【今後（工事完了後）のお取り扱いおよび必要書類】

2023.4 版

頭金払出後は以下のお取り扱いが可能となります。各手続きに必要な書類をご確認ください。

お取り扱い	必要書類
A. 工事完了後、残りの金額の全てを払出し、契約は終了します。	①.支払請求書 ②.建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの・北°-可） ③.住民票（発行後6か月以内のもの・北°-不可） ④.増改築等工事証明書（北°-可） または建築確認済証（北°-）、検査済証（北°-） <b>注1</b>
B. 工事完了後、残りの金額の一部を払出し、契約を継続します。	①.支払請求書 ②.建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの・北°-可） ③.住民票（発行後6か月以内のもの・北°-不可） ④.増改築等工事証明書（北°-可） または建築確認済証（北°-）、検査済証（北°-） <b>注1</b>
C. 工事完了後、残りの金額を払出しせずに、契約を継続します。 <b>注2</b>	①.建物の登記事項証明書（発行後6か月以内のもの・北°-可） ②.住民票（発行後6か月以内のもの・北°-不可） ③.増改築等工事証明書（北°-可） または建築確認済証（北°-）、検査済証（北°-） <b>注1</b>

**注1** 総工事価格が75万円超100万円以下の場合、「増改築等工事証明書（北°-可）」の代わりに「増改築等工事完了届（北°-不可）」で代替可能です。ただし、所有割合按分計算前の総工事価格が対象となります。

**注2** 工事費用（ご契約者の持分割合の費用）が残高を下回る場合、頭金払出後の残金は払出せず、積み立てを継続することになります。

【増改築の工事完了後のお取り扱い時の注意点】

・必要書類は、頭金払出から2年、または増改築工事完了日から1年、または退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から1年のいずれか早い日までにご提出ください。期間内にご提出いただけない場合は、ご契約は解約していただくこととなり、5年遡及課税の対象となります。

\* 単身赴任等購入された住宅に契約者ご本人がお住まいにならない時などは、別途必要な書類が発生いたします。詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

5年遡及課税とは…住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払出（解約）した場合、解約の日前5年以内に支払われた非課税の差益についても、非課税の適用がなかったものとして、解約の日において遡って課税されることをいいます。

※今回ご契約継続でのお手続きをされた後、課税解約（目的外解約）された場合も、5年遡及課税が適用されます。

＜その他の注意事項＞

①退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から1年を経過した日以降にお支払いする生存給付金は、課税扱いとなります。

②積立を中断されている場合には、2年以内に積立を再開する必要があります。

以上の内容を確認いたしました。

年 月 日 契約者名  
勤務先 携帯 自宅 (日中連絡先 : - - )

＜お問い合わせ先＞

第一生命保険株式会社 東京団体事務課 財形グループ  
 〒104-8691 東京都江東区豊洲 3-2-3 私書箱 504 号  
 電話番号 0120-998-665